

第4編 – 海岸保全基本計画の実施にあたって –

4-1 計画実施時に配慮すべき事項

前章までに、相模灘沿岸の課題と在り方、それを実現するための施策を示した。本計画では、海岸保全基本計画を適切かつ効果的に実施していくために配慮すべき重要な事項を述べる。

(1) 連携と整合

神奈川県は、内陸部・沿岸部ともに自然度の高い山地、河川及び海岸を有し、大都市圏の中にありながら豊かな自然環境を擁している。動植物はこの豊かな自然環境の恩恵を受け、多様な動植物相を示す。

しかし、海岸域において、藻場や干潟の消滅、海岸侵食など自然環境が変化する傾向にあり、それに伴って動植物も減少する傾向にある。また、動植物の減少傾向は自然環境の変化によるものばかりではなく、護岸の整備などによる海岸の人工化、生活廃水の流入等による水質の悪化などもその原因となっている。

これらのこととは本計画を実施していくうえで重要な課題であるだけではなく、沿岸の広域的な環境問題、社会問題として捉えるべきであり、この問題の解消を目指し総合的な対策を講じていく必要がある。海岸に関する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図り、一体となった取り組みが必要である。

また海岸保全施設の整備の実施については、港湾、漁港、河川、砂防、利水等の各事業、国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保するように努めるものとする。

(2) 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するものとする。

(3) 調査等の推進

安全な海岸の実現と適切で効果的な海岸管理、施設計画等を行っていくために、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、海岸に関する新しい技術の導入を図っていくものとする。

相模灘沿岸は、河川からの流入土砂が減少し、沿岸全体としては汀線が後退傾向にある。局所的には、漁港、港湾、防波堤、導流堤等の海岸施設の設置により漂砂のバランスが変化し、施設近傍で汀線の前進と後退が現れている海岸もある。海岸侵食に対しては、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」等に基づき、砂の粒径を考慮した養浜を主体に行い、砂の流れや砂浜の回復・保全の状況、周辺環境へ与える影響などをモニタリングを行い順応的管理を行う。また、土砂供給源である上流域と併せた総合的な土砂管理手法等に関する調査を推進するものとする。

また、地球温暖化に伴う気象・海象の変化や、長期的な海水面の上昇により、高潮、越波等の規模の増大、被害の激化が懸念されている。これらに関する調査を行っていくとともに、潮位、波浪等の監視体制を確立し、それらに対して必要な対策を検討していく必要がある。

この他に、海岸に関する技術のみならず幅広い分野の情報を共有し、それらの成果の活用と普及を図るものとする。

(4) 計画の見直し

本計画策定後においても、地域状況や社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するために、適宜計画内容を再整理し、適切な措置を行うこととする。また、災害の発生等により海岸保全施設の整備が必要となった場合には、本計画の内容を踏まえたうえで、海岸保全施設の整備内容について適切な措置を行うこととする。

なお、本計画の第2編、海岸の保全に関する基本的な事項のうち、防護の目的を達成するための施策、海岸環境の整備及び保全に関する事項及び海岸における公衆の適正な利用に関する事項に記載された施策うち、関係行政機関、関係住民等との連携あるいは支援などに関わる施策については、基本的な方向を示したものであり、具体的には、今後、関係者間で協議を行ない、その都度、整理して行くものとする。

用語集

(50 音順)

上げ潮[あげしお]

満ちてくる潮。満ち潮。

一級河川[いっきゅうかせん]

国土保全や国民経済上、特別に重要な水系の中で、政令で区間を示して指定された河川。

一般公共海岸[いっぱんこうきょうかいがん]

一般公共海岸区域：公共海岸区域のうち海岸保全区域以外の区域。

越波[えっぱ]

波が堤防等を越えること

NPO[えぬぴーおー]

[nonprofit organization] 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

沿岸[えんがん]

海・湖・河川などの陸地に沿った部分。

沿岸漂砂[えんがんひょうさ]

沿岸流によって海岸線と平行方向に移動する土砂、またはその現象。

大型定置網[おおがたいちあみ]

定置網は別名大敷網とも称され、回遊する魚を誘い込んで捕る日本古来の漁法。大型定置網は移動することではなく、県の許可が必要。

沖合施設[おきあいしせつ]

沖合にある施設。離岸堤、人工リーフなど

海岸管理[かいがんかんり]

海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧等の事実行為のみならず、海岸保全区域の占用の許可、行為の制限等の行政事務をも含み、海岸保全区域について行われる海岸保全目的達成のためになされる行為をいう。

海岸侵食[かいがんしんしょく]

波の作用によって海岸線が後退する現象で、河川からの土砂供給量が減ったことや沿岸構造物の影響等が原因と考えられている。

海岸段丘[かいがんだんきゅう]

海岸に沿って分布する階段状地形。地盤の隆起や海水面の低下によってできる。海成段丘。

海岸法[かいがんほう]

津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全に資することを目的として昭和 31 年に制定された法。平成 11 年に、防護・環境・利用の調和のとれた海岸を形成するため、抜本的な改正が行われた。さらに、平成 26 年には、津波、高潮等に対する防災・減災対策の推進、海岸の適切な維持管理の確保などのため、一部改正が行われた。

海岸保全基本計画[かいがんほぜんきほんけいかく]

海岸法に基づいて施設整備のみならず海岸の保全に関する基本的な計画として、防護・環境・利用等、地域の意見等を反映し、海岸保全基本方針に基づき都道府県知事が全国の 71 沿岸区分ごとに定めるもの。

海岸保全基本方針[かいがんほぜんきほんほうしん]

防護、環境、利用の調和のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実情に応じた海岸の保全を進めていくため、平成 11 年に改正された海岸法に基づき、主務大臣が定めることとされた海岸保全に関する基本的な方針であり、今後の海岸行政の指針としての役割を果たすとともに、都道府県知事が海岸保全基本計画を策定するに当たっての基本的な方向性をしめすものである。

海岸保全区域[かいがんほぜんくいき]

津波、高潮、波浪、その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資することを目的とする海岸法に基づき、防護すべき海岸として指定された区域をいう。

海岸保全施設[かいがんほぜんしせつ]

海岸保全区域（津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域）内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜など。

海脚[かいきゃく]

比較的大きな海底の高まりから外へ向かって突き出している副次的な隆起部をいう。例えば、志摩半島から南方の熊野海盆に張り出した海脚は志摩海脚と呼ばれる。

海丘[かいきゅう]

海山(かいざん)のうち、周りの海底からの比高が 1000 メートル未満のもの。

海食崖[かいしょくがい]

波の浸食作用によってできた海岸の崖。銚子の屏風ヶ浦や知床(しれとこ)半島の海岸はその例。波食崖。

海食洞[かいしょくどう]

波の浸食作用によって海食崖の基部などで軟弱な部分がえぐられてできた洞窟。

海底谷[かいていこく]

大陸棚または大陸斜面上にある谷。海谷。

海浜流[かいひんりゅう]

波によって起こる沿岸付近の流れの総称。波浪が直接の誘引となり生じる沿岸付近の流れ。

海洋性レクリエーション[かいようせいれくれいえーしょん]

海洋で行うレクリエーション。ヨット、ダイビング、ボードセイリング、サーフィン等。
レクリエーション：仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。

火山碎屑岩[かざんさいせつがん]

火碎岩(かさいがん)
火山の噴出物が堆積し固結してできた岩石の総称。凝灰(ぎようかい)岩・凝灰角礫(かくれき)岩・火山礫凝灰岩など。

渇水期[かっすいき]

雨量が少なく、水源の水が乏しくなる時期。また、夏などに需要が増大して供給が間に合わず、水不足をきたす時期。

神奈川グランドデザイン[かながわぐらんどでざいん]

確実に到来する超高齢社会などへの十分な対応を図るとともに、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に起因する社会環境の変化への対応を行うため、2025(平成 37)年を展望し、「『いのち輝くマグネット神奈川』を実現する」を基本理念に掲げ、神奈川の将来像や政策の基本方向をまとめたもの。

ガリ[がり]

流水などで岩壁が浸食されてできた V 字状の溝。

環境基準（健康項目、生活環境項目）[かんきょううきじゅん]

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる、大気・土壤の汚染、水質汚濁、騒音など、環境上の条件についての基準。公害対策基本法に基づく。

緩傾斜護岸[かんけいしゃごがん]

通常の護岸の傾斜よりも勾配を緩やかにして、樹木の植栽を容易にした護岸。最近では海中部にも採用され、海藻を生育させやすくし、多様な生態系を創出できるように工夫されている。

岩石海岸[がんせきかいがん]

基礎岩石が露出している海岸。

関東ローム[かんとうろーむ]

主として関東地方の台地や丘陵地の上部に分布している赤褐色の火山灰土。古い順に多摩ローム、下末吉ローム、武藏野ローム、立川ロームと呼ばれている。日本統一地質分類法では火山灰質粘性土に分類される。特異な構造を持ち、自然状態での強度は大きいが、乱すと極端に強度が低下する性質を持つ。

近郊緑地保全[きんこうりょくちほぜん]

近郊緑地保全区域：首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法による）では首都圏近郊緑地保全法で、近畿圏の保全区域内（近畿圏整備法による）では近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。近郊緑地保全区域内でこれらの効果が特に著しい地域等については、都道府県知事が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

黒潮[くろしお]

日本近海にある最大の海流。北赤道海流の延長にある暖流。八重山諸島付近で対馬海流を分かち、本流は日本列島の太平洋岸を洗って北東に進み、房総沖から東に出る。濃い藍(あい)色に見える。日本海流。黒瀬川。真潮(ましお)。本潮(ほんじお)。桔梗水(ききょうみず)。

計画高潮位[けいかくこうちょうい]

計画高潮位とは、想定される最大規模の台風の襲来等により、高潮が発生したときの海面の上昇と、満潮位を足したもので、高潮対策施設の計画の基準とするもの。

原因者負担制度[げんいんしゃふたんせいど]

他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させる制度。

県立自然公園[けんりつしぜんこうえん]

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、1957年（昭和32年）に公布された自然公園法の第41条に基づき、すぐれた自然の風景地であって都道府県が条例の定めるところにより区域を定めて指定するものです。

更新統・完新統[こうしんとう・かんしんとう]

完新統 完新世に形成された地層。沖積統。

港湾法[こうわんほう]

港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることを目的として制定された法律。

護岸[ごがん]

高潮・侵食等による災害から海岸を防護するために現地盤及び埋立地盤を被覆する施設。

国際拠点港湾[こくさいきょてんこうわん]

国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定める、国際戦略港湾以外の港湾。かつては特定重要港湾と呼ばれた。苫小牧港・仙台塩釜港・新潟港・名古屋港・北九州港など18港が指定されている。

国際戦略港湾[こくさいせんりやくこうわん]

長距離の国際海上コンテナ運送を行う国際海上貨物輸送網の拠点として、また国内海上貨物輸送網との結節点として高い機能を備えた港湾で、国際競争力の強化を重点的に図る必要がある港湾として政令で定めるもの。国際コンテナ戦略港湾として阪神港（神戸港・大阪港）と京浜港（東京港・川崎港・横浜港）、国際バルク戦略港湾として釧路港・鹿島港・名古屋港などが指定されている。

国立公園[こくりつけうえん]

わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。）であって、環境大臣が自然公園法第5条第1項の規定により指定するものをいう。管理は主に国が行う。

最高潮位 (H. H. W. L., Highest High Water Level) [さいこうちょうい]

観測した最高潮位の日・時刻と潮位

細砂[さいさ]

粒度区分のうち、粒径 0.125～0.25mm の粒子。

相模トラフ[さがみとらふ]

日本海溝と伊豆・小笠原海溝とが接するあたりから分岐して相模湾奥に及ぶ細長い海底窪地。フィリピン海プレートの北縁部の潜り込み帶で、古来、地殻変動が活発。関東大地震などの巨大地震が発生している。相模舟状海盆。

相模湾沿岸海岸侵食対策計画[さがみわんえんがんかいがんしょくたいさくけいかく]

侵食の進む相模湾沿岸で砂浜の回復・保全を図り、将来に渡る「美しいなぎさの継承」を目指し、砂浜の主たる供給源である山から河川を通じて沿岸を移動する土砂の流れの連続性及び相模湾を広域的にとらえ、海岸ごとに養浜を主体とした侵食対策を行うために策定された計画。

下げ潮[さげしお]

潮が引いて海面が低くなっていくこと。また、その時の海水の動き。落ち潮。引き潮。

刺網漁業[さしあみぎょぎょう]

刺網：海中に張って、網目に頭をさし込ませたり体をからませたりさせて魚を捕獲する網。浮刺し網・底刺し網などがある。

朔望平均満潮位 (H. W. L., High Water Level) [さくぼうへいきんまんちょうい]

満潮と干潮との潮位差を潮差と呼ぶ。潮差は1ヶ月の間では、新月（朔）と満月（望）よりもそれぞれ1～3日遅れた頃が最も大きく、これを大潮といい、朔及び望の日から5日以内に現れる各月の最高満潮位を平均したものを朔望平均満潮位という。

自然海岸[しぜんかいがん]

海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。

自然環境保全地域[しぜんかんきょうほぜんちいき]

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然的・社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定した地域のことです。

重要港湾[じゅうようこうわん]

国際海上輸送網、又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を持つ港湾。

受益地域[じゅえきちいき]

海岸保全施設を設置することによって越波や侵食の被害を防護することができる地域。

順応的管理[じゅんのうてきかんり]

自然の環境変動により当初の計画では想定しえなかった事態に陥ることや、歴史的な変化、地域的な特性や事業者の判断等により環境保全・再生の社会的背景が変動することをあらかじめ管理システムに組み込み、目標を設定し、計画がその目標を達成しているかをモニタリングにより検証しながら、その結果に合わせて、多様な主体との間の合意形成に基づいて柔軟に対応していく手段。

消波工[しょうはこう]

波のうちあげ高、越波及びしぶき、波力・波圧・波の反射などを減少させる目的で、人為的に波のエネルギーを減殺し消波させるために、堤防又は護岸などその前面に設置された構造物を消波工という。

人工海岸[じんこうかいがん]

海岸（汀線）が、港湾・埋立・浚渫・干拓等の土木工事により著しく人工的に改変された海岸。

人工リーフ[じんこうりーふ]

人工礁。景観を損なうことなしに波浪の静穏化、海浜の緩勾配及び沿岸漂砂の制御を行い、安定した海岸の形成や海岸でのレクリエーションの促進を図ることを目的として、自然のサンゴ礁の形態を捨石などの材料を用いて再現させる施設。

せり上がり[せりあがり]

津波が堤防等に衝突した際、水塊が堤体に沿って上方にせり上がるさま。

潜在自然植生[せんざいしそくせい]

ある土地の現存植生が代償植生（人為的干渉が常に加えられることによって持続している植生）である場合、それを持続させている人為的干渉が全く停止されたとき、その土地が支えることのできる自然植生をいう。

全窒素[ぜんちっそ]

TN (Total Nitrogen)、総窒素ともいう。無機態窒素と有機態窒素の合計量。

湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、窒素は、窒素イオン、窒素化合物として存在しているが、全窒素は、試料水中に含まれる窒素の総量を測定するものである。窒素は、植物の生育に不可欠なものであるが、大量な窒素が内湾や湖に入流すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

線的防護方式[せんてきぼうごほうしき]

堤防、護岸や消波工のみで海岸線を防護する方式。

全リン[ぜんりん]

TP (Total Phosphorus)、総磷ともいう。無機態磷と有機態磷の合計量。

湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、磷は、磷イオン、磷化合物として存在しているが、全磷は、試料水中に含まれる磷の総量を測定するものである。磷は、窒素と同様に植物の生育に不可欠なものであるが、大量な磷が内湾や湖に入流すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

総合土砂管理[そうごうどしゃかんり]

時間的・空間的な拡がりをもった土砂移動の場（「流砂系」）において、それぞれの河川・海岸の特性を踏まえて、国土保全の一環として適切な土砂管理を行うこと。土砂の移動による災害を防止し、生態系、景観等の河川・海岸環境を保全するとともに、河川・海岸を適正に利活用することにより、豊かで活力ある社会を実現することを目標とする。

粗砂[そさ]

粒度区分のうち、粒径 0.25～1mm の粒子。

第一種漁港[だいいっしゅぎょこう]

その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。

第三紀[だいさんき]

第三紀：地質時代の区分の一つ。新生代の大部分の期間を占め、約 6,500 万年前から 200 万年前までの時代をいう。第三紀という名称は、18 世紀に北イタリアの地層を、古い方から初源層、第二層、第三層と区分したもののがりで、初源層は变成岩類からなる地層、第二層は主として中生界に相当する。第三層はそれをおおう軟らかい泥岩や砂岩の地層で、この時代が第三紀である。第三紀は、ふつう 6,500 万年前から 2,500 万年前までの古第三紀と、2,500 万年前から 200 万年前までの新第三紀の 2 亜紀に区分される。

第三種漁港（特定第三種漁港）[だいさんしゅぎょこう]

その利用範囲が全国的なもの。

代償植生[だいじょうしょくせい]

自然植生に対する言葉で、人間の活動（焼畑、火入れ、開墾、干拓、伐採、植林など）によってその土地本来の植生（自然植生）に代わって生じた植生のこと。

第二種漁港[だいにしゅぎょこう]

その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの。

第四紀[だいよんき]

第四紀：新生代の第三紀の後につづく紀で、地質時代の最後の紀である。第四紀はさらに氷河時代の更新世(洪積世)と後氷期の完新世(沖積世)に区分され、全体が約 200 万年前から現在までを含む時代である。なお、慣用的に〈だいよんき〉と読まれるが、正しくは〈だいしき〉と読む。第四紀の名は、はじめ 1829 年にデノアイエ J.Desnoyers がパリ盆地で第三系に重なる海成の砂礫層の年代名とした。C.ライエルは 1833 年、貝化石の現生種の百分率にもとづく区分で、第三系の最上層を新鮮新統、そして人類の遺物を含む地層を人類の時代という意味の現世と命名した。

高潮[たかしお]

台風や低気圧により海水面が異常に上昇する現象。南に面した湾では、湾の西側を台風が通過するときに起こりやすい。

高波（高波浪）[たかなみ（こうはろう）]

高い波。おおなみ。特に、高潮のときに押し寄せる高い波。

大陸棚[たいりにくだな]

大陸の周縁部にある水深 200 メートルまでの海底。陸から運ばれた土砂が堆積し、沿岸水の影響をうけるので、漁場となるほか地下資源も豊富。陸棚。

断層[だんそう]

地殻変動の一。一続きの岩体や地層が断たれ、ずれを生ずる現象。また、それによってできた割れ目。

中砂[ちゅうさ]

粒度区分のうち、粒径 0.25～0.5mm の粒子。

沖積平野[ちゅうせきへいや]

(1) 河川の堆積作用によってできた平野。

(2) 日本では、完新世にできた平野の総称。(1)のほか、海の堆積作用によってできた海岸平野も含める。

潮汐[ちょうせき]

海面が周期的に昇降する現象。主に月および太陽の引力の作用による。特に、月の作用による太陰潮が大きな部分を占め、新月または満月の頃太陰潮と太陽潮が重なりあって大潮となり、上弦または下弦の頃小潮となる。ある地点での一日の干満は普通二回あり、平均一二時間二五分で次の干または満を迎える。毎日平均約五〇分の遅れを生じて現れる。

潮流[ちょうりゅう]

潮の流れ。海の干満によっておこる海水の流れ。一日に二回ずつ、その流れの方向が逆になる。

鳥獣保護区[ちょうじゅうほごく]

野生鳥獣の保護・増殖を図るために狩猟を禁止する区域。特に鳥獣の保護・育成を図る必要がある鳥獣保護区の区域内には特別保護地区を指定することができる。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲が禁止され、特別保護地区では開発行為に規制がかかる。この法律の対象となる鳥獣は、通常、山野等に生息している野生の鳥獣で、生活環境の改善または農林水産業の振興に何らかの関連を持ち、狩猟の対象物としての価値などを持っているものをいう。環境大臣の設定する国設鳥獣保護区と、都道府県知事の設定する県設鳥獣保護区とがあり、土地に対する規制等に変わりはない。鳥獣保護区の種類は、森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、特定鳥獣保護区、誘致地区の保護区、愛護地区の保護区に分けられる。

鳥獣保護区特別保護地区[ちょうじゅうほごくとくべつほごちく]

環境大臣または知事は、鳥獣の保護を図るために必要があると認めた場合、鳥獣保護区の区域内に、特別保護地区を指定することができる。特別保護地区内では水面の埋立、干拓、立木竹の伐採等、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのあるものは許可を必要とする。

地域防災計画[ちいきぼうさいけいかく]

地方公共団体が、災害対策基本法に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた計画。各都道府県および市町村の地方防災会議が、国の防災基本計画に基づいて、それぞれの地域の実情に即した計画を作成する。

地方港湾[ちほうこうわん]

国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾以外の港湾を総称する。

津波[つなみ]

海底地震の際の地殻変動によって広範囲に海底が急激に上下運動し、それに応じて起こる周期の長い水波。

津波高[つなみだか]

津波の高さ、と言う意味で用いられる表現。

堤防・防潮堤[ていぼう・ぼうちょうてい]

高潮、波浪、侵食等による災害から海岸を防護するために現地地盤を盛土またはコンクリート打設などによって增高させる施設。

天端高（計画天端高）[てんぱだか]

構造物（防波堤、防潮堤、護岸等）の頂部を天端といい、天端高とは、基本水準面(T.P.=0)から天端までの高さをいう。

導流堤[どうりゅうてい]

土砂の堆積を防ぎ流路および流速を一定に保つため、川の合流点や河口付近に築かれた堤防。

特定植物群落[とくていしょくぶつぐんらく]

環境省が各都道府県に委託して行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落を指す。

特定猟具使用禁止区域[とくていりょうぐしようきんしくいき]

都道府県知事は、銃器又は環境省令で定めるわな（以下「特定猟具」という。）を使用した鳥獣の捕獲銃器又は環境省令で定めるわな（以下「特定猟具」という。）を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定猟具の種類ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定することができる。

突堤[とつい]

主として沿岸漂砂が卓越する海岸において、海岸から細長く突き出して設けられる施設で、沿岸漂砂を制御することによって海浜の維持あるいは前進をはかる施設。

ナショナルトラスト[なしょなるとらすと]

自然保護・歴史的建造物の保存などを目的とするイギリスの民間団体。1895年設立。会員の納める会費や寄付金を財源とし、美しい自然地域や文化遺産などを、買い取ったり、寄贈・遺贈などにより入手し、保護・管理にあたっている。また、広く同様の組織や同様の形式による運動をもいう。

波向[なみむき]

波の向き。

二級河川[にきゅうかせん]

一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係のある河川のうち、都道府県知事が指定したもの。

粘り強い構造[ねばりつよいこうぞう]

設計対象の津波高を超える、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した構造上の工夫。



白砂青松[はくしゃせいしょう]

白い砂浜と青い松林。美しい海岸の風景をいう。

波高[はこう]

波の高さ。波の一番高い所から一番低い所までの垂直距離。

ハザードマップ[はざーどまっぷ]

火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図。

波食台[はしょくだい]

波食によって生じた海面近くの平坦な海底。波食棚。

葉山層群[はやまそうぐん]

前期・中期中新世の地層。岩相は、下位から森戸硬質泥岩層・鎧摺砂岩泥岩互層・大山凝灰質砂岩層・矢部凝灰質砂岩泥岩互層に区分されている。2列の地壘を形成して、神奈川県の三浦半島の中央部を横断して分布する。

パブリックコメント[ぱぶりっくこめんと]

政府の政策立案過程で国民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。例えば行政機関が命令や規則を策定し、または変更することを検討している場合に、ホームページなどでその素案を公表し、国民から意見を募る。意見を述べようとする国民は、電子メールや郵便など定められた方法により、期限までに意見を述べる。

飛砂[ひさ]

海岸の砂浜や砂漠の砂が風によって移動する現象。また、その砂。

飛沫[ひまつ]

細かく飛び散る水滴。しぶき。

漂砂系[ひょうさけい]

沿岸域における砂の移動。移動する砂自体をさすこともある。

漂着ゴミ[ひょうちゃくごみ]

海岸に漂着したゴミ。

浜堤[ひんてい]

砂浜の海岸線に沿って形成される砂の高まり。

PDCAサイクル[ぴーでいーしーえーさいくる]

PDCA cycle PDCA は、plan-do-check-act の略。生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法の一。(1) 業務の計画 (plan) を立て、(2) 計画に基づいて業務を実行 (do) し、(3) 実行した業務を評価 (check) し、(4) 改善 (act) が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。

フィッシャリーナ[ふいっしゃりーな]

フィッシャリーナとは、漁港区域内の遊漁船等（プレジャーボート）を漁船と分離して収容するための施設とその利用者のためのサービス、安全施設などを兼ね備えた漁港区域内の施設の総称（フィッシュ [魚] とアリーナ [劇場] を組合せた造語）で、漁港漁村という豊かな自然環境を背景として魚を中心に入々が集まる所（交流の場）をイメージしている。

富栄養化[ふえいようか]

水中の溶存物とくに栄養塩類の増加による植物プランクトンなどの生物生産が増大する現象。

船揚場[ふなあげば]

船舶を陸上と海上に揚げ降ろしする施設。

プレート（ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、北米プレート）[ぶれーと]

地球表層を形づくる、厚さ 100 キロメートル内外の岩盤。現在の地球表面は、大小十数個のプレートでモザイク状に敷き詰められている。

干潟（河口干潟、前浜干潟）[ひがた]

一般的には「干潮時に広く出現する砂泥底の平坦面」を指し、面積や底質の性状で区分した明確な定義はない。浅海域に広がる干潟生態系は、水質の浄化機能を有するとともに、鳥類をはじめとする生物の生息地として重要な生態系であるが、遠浅な地形は埋立てが容易であるため、開発行為による減少が続いている。

ヘッドランド[へっどらんど]

人工岬。波が海岸に対して斜めに入射し沿岸漂砂が卓越する海岸において海浜を静的に安定化させるために波の入射方向に対して直角に配置される施設。

保安林（飛砂防備林、塩害防備林、防風林、魚つき林、風致林）[ほあんりん]

水源の涵養や土砂の流出防止、保健・風致等の目的を達成するため森林法第 25 条に基づいて、農林水産大臣または知事が指定し、森林の施業や転用に一定の制限が課せられている森林。保安林には、水源涵養保安林や土砂流出防備保安林など 17 種類がある。

豊水期[ほうすいき]

雨量、水量の多い時期。

放置艇[ほうちてい]

近年、港湾等の公共用水域に放置されているプレジャーボート等が、公共用水域の適正利用、災害・安全対策など港湾等の管理上の問題にとどまらず、地域の環境を守る上で深刻な問題となっている。放置艇問題を解消するためには、規制措置と係留・保管能力の向上とを両輪とする対策を推進する必要がある。

防波堤[ぼうはてい]

外海からの波を防ぎ、港湾内を穏やかに保つために海中に築造された突堤。（出典：三省堂大辞林）景観上阻害要因になる場合がある。

ポケットビーチ[ぽけっとびーち]

隣接する 2 つの岬の間に形成される小規模な海浜。

三浦層群[みうらそうぐん]

中期中新世-鮮新世の地層。岩相は、三浦半島の三浦層群は、三崎層、初声層、逗子層、池子層に区分されているが、これらは一部同時異相の関係にある。三浦半島では、下位の葉山層群が 2 列の東西方向にのびた地壘を形成しているために、その上位の三浦層群は南部・中部・北部の 3 体に分かれて分布している。

ミチゲーション[みちげーしょん]

緩和・軽減の意。開発を行う際に、環境への影響を最小限に抑えるための代替となる処置を行うこと。

面的防護方式[めんてきぼうごほうしき]

堤防、砂浜、離岸堤等を面的に配置し、高潮、侵食等から海岸を防護する整備方式。災害に対して粘り強く、耐久性に優れ、かつ海辺へのアクセスや景観等に優れている。堤防や消波工のみで海岸線を防護する線的防護方式に比して使われる。

藻場（アラメ場、アマモ場、カジメ場、ガラモ場、テングサ場、石灰藻群落）【もば】

沿岸浅海域で海草藻類のある一つの種または一つのグループが、高い密度で繁茂している場所。稚魚生育場所などとして重要である。藻場を形成する代表的な種類として、外海に面した岩礁域に発達するホンダワラ類や内湾の砂泥底に発達するアマモ、コアマモが挙げられる。前者から成る藻場をガラモ場、後者から成る藻場をアマモ場という。なお、アマモ、コアマモは厳密には藻ではなく、陸上植物が水中に逆進出した顕花植物である。

ユニバーサルデザイン【ゆにばーさるでざいん】

小さな子供から成人、高齢者を含め誰にでも使いやすい設計のこと。

溶存酸素量【ようぞんさんそりょう】

DO (Dissolved Oxygen) ともいう。水に溶解している酸素の量を示す。水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど水生生物の生息において良好な環境といえる。

養浜【ようひん】

海岸に人工的に土砂を供給することにより海岸の生成、改良および維持を行い、侵食された海岸の回復を図る。

リアス式海岸【りあすしきかいがん】

[rias coast] 出入りの複雑な海岸線を示し、入江や湾に富む海岸。開析された山地が沈水してきたと考えられ、三陸海岸の南半部、若狭湾などに見られる。呼称はスペイン北西部ガリシア地方のリア (ria 入江) の多い海岸にちなむ。リアス海岸線。

離岸堤【りがんてい】

海岸より離れた沖合に、海岸線とほぼ平行に石材や消波ブロック等を積み上げて造られた堤体で、消波または計画波高減衰効果あるいは海浜の前進を図る施設。海岸線近くに設置されると、

陸けい砂州【りくけいさす】

陸地と島とを連結する砂州。海ノ中道（福岡県）など。トンボロ。

流砂系【りゅうさけい】

水に押し流されて運ばれた砂。水を含んで流動しやすい砂。